

周術期管理チーム薬剤師に関する内規

2015年5月30日制定

2017年3月24日改定

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この内規は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という）周術期管理チーム認定制度運営細則第9条の規定に基づき、この法人の周術期管理チーム薬剤師（以下、「管理チーム薬剤師」という。）認定制度の運用について必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 管理チーム薬剤師とは、薬剤師免許を取得以降、5年以上の病院・診療所勤務歴のうち、2年以上の周術期関連の実務経験があり、この法人が周術期管理に関する相当の知識と経験を有すると認めた者で、この内規に定める所定の審査に合格した者をいう。

(有効期間)

第 3 条 管理チーム薬剤師の有効期間は、登録された日から満3年間とする。

(認定の取消)

第 4 条 この法人は、管理チーム薬剤師が以下に掲げる事由に該当するとき、認定の資格を取り消す。

- (1) 管理チーム薬剤師が認定の取消を申し出たとき
 - (2) 管理チーム薬剤師が更新の手続きをしなかったとき
 - (3) この法人の理事会が管理チーム薬剤師としてふさわしくないと認めたとき
- 2 この法人が、前項第3号の事由により認定の資格を取り消すときは、常務理事会は、本人に対し事前に弁明する機会を与えなければならない。

第2章 新規認定

(申請資格)

第 5 条 管理チーム薬剤師の認定を受けようとする者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有すること
- (2) 薬剤師免許を取得後、薬剤師としての病院・診療所勤務歴を5年以上有し、そのうち2年以上の周術期関連の実務経験があること
- (3) 医療機関において、自ら参加した周術期管理の体制、業務内容について所定の管理チーム薬剤師申請書に記載すること。
- (4) 申請する年の3年前の4月1日から申請する年の3月31日までに、この法人が主催、または共催する周術期管理チームセミナーに2回以上の参加実績があること

(申 請)

第 6 条 管理チーム薬剤師の認定審査を希望する者は、認定審査委員会の指定する方法で申請を行い、以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出しなければならない。

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 受験申請書 | 1 部 |
| (2) 薬剤師免許証の写し | 1 部 |
| (3) 職務経歴書 | 1 部 |
| (4) 管理チーム薬剤師申請書 | 1 部 |
| (5) 周術期管理チームセミナー受講証明書の写し | 2 部 |
- 2 前項第 3 号に掲げる証明は、施設長が発行する職務経歴書とする。
- 3 認定申請は、所定の期間に受け付ける。
- 4 審査料（受験料）は、10,000 円とし、申請時に納付する。納入期日迄に振込みが確認されなかった場合、申請を無効とする。

(審 査)

- 第 7 条 管理チーム薬剤師の認定審査は書類審査ならびに筆記試験とし、この法人の認定審査委員会が実施する。ただし、認定審査委員会が審査方法の変更・審査の追加が必要と認めた場合にはこの法人の理事会に答申し、周術期管理チーム委員会は理事会の指示を受けて、決定する。
- 2 審査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず、特別の理由もなく所定の期日を経過した場合、審査を行わない場合がある。
- 3 既納の審査料（受験料）は、いかなる理由であっても返還はしない。

(認定・登録)

- 第 8 条 認定審査委員会は、審査結果をこの法人の理事会に報告し、審査結果を申請者に通知する。
- 2 審査に合格した者は、審査結果通知後、審査委員会が指定する期日までに管理チーム薬剤師認定料（登録料）20,000 円を納付する。所定の期日までに納付が確認されなかった場合、合格を取り消す。
- 3 この法人の理事長は、前項の認定料（登録料）を納付した者を管理チーム薬剤師として登録し、認定証を交付するとともに、電磁的方法をもって公示する。
- 4 既納の認定料（登録料）は、いかなる理由であっても返還はしない。

第 3 章 更新認定

(更 新)

- 第 9 条 管理チーム薬剤師資格の有効期間が終了し、引き続き管理チーム薬剤師資格の継続を希望する者は、有効期間が終了する前に所定の更新手続きをしなければならない。

(更新資格)

- 第 10 条 管理チーム薬剤師資格の更新を希望する者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。
- (1) 現に管理チーム薬剤師の資格を有し、その有効期間が終了する年度に達していること。
- (2) 更新申請する年の 3 年前の 4 月 1 日から申請する年の 3 月 31 日までの間に、教育セミナー等への参加実績があること。

(教育セミナー受講実績)

第 11 条 前条第 2 号に定める教育セミナー等への参加による実績は、この法人が主催または共催する周術期管理チームセミナーに、2 回以上参加していることとする。

(更新申請)

第 12 条 管理チーム薬剤師資格の更新を希望する者は、認定審査委員会の指定する方法で申請を行い、以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出し、更新を申請しなければならない。

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 更新申請書 | 1 部 |
| (2) 職務経歴書 | 1 部 |
| (3) 周術期管理チームセミナー受講証明書の写し | 2 部 |

2 前項第 2 号に掲げる証明は、施設長が発行する職務経歴書とする。

3 管理チーム薬剤師の更新申請の受付期間は、認定期間の終了する年の前年 10 月 1 日から 11 月 15 日までとする。

4 管理チーム薬剤師の審査料(受験料)は 10,000 円とし、申請時に納付する。認定審査委員会が指定する期日までに振込みが確認されなかった場合、申請を無効とする。

(更新審査)

第 13 条 管理チーム薬剤師の更新審査は書類審査とする。

2 既納の審査料(受験料)は、いかなる理由であっても返還はしない。

(認定・登録)

第 14 条 認定審査委員会は、審査結果を理事会に報告し、審査結果を申請者に通知する。

2 審査に合格した者は、審査結果通知後、認定審査委員会が指定する期日までに管理チーム薬剤師認定料(登録料) 20,000 円を納付する。指定の期日までに納付が確認されなかった場合、合格を無効とする。

3 この法人の理事長は、前項の認定料(登録料)を納付した者を管理チーム薬剤師として登録し、認定証を交付するとともに、電磁的方法をもって公示する。

4 既納の認定料(登録料)は、いかなる理由であっても返還はしない。

第 4 章 補 則

(内規の変更)

第 15 条 この内規の変更は、諸規則制定に関する規程第 4 条(4)に従ってなす。

附 則

1 この内規は 2016 年 4 月 1 日から施行する。

2 新規申請にあたっては、2016 年度と 2017 年度を制度開始の暫定期間とし、2016 年度については第 2 章第 5 条、第 6 条、及び第 7 条、2017 年度については第 5 条、第 6 条を下記に基づいて運営する。

— 2016 年度 —

(申請資格)

第 5 条 管理チーム薬剤師の認定を受けようとする者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満

たさなければならない。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有すること。
- (2) 薬剤師免許を取得後、薬剤師としての病院・診療所勤務歴を5年以上有し、そのうち2年以上の周術期関連の実務経験があること。
- (3) 医療機関において、周術期管理に自ら参加した10名以上の患者について、匿名化して報告すること。その報告内容は薬物治療に関する以下の項目とし、各項目で2名以上の匿名化した症例を記載すること
 - ① 術前患者への関与
 - ② 術中患者への関与
 - ③ 術後患者への関与

(申請)

- 第6条 管理チーム薬剤師の認定審査を希望する者は、認定審査委員会の指定する方法（2016年度周術期管理チーム薬剤師認定申請要綱に記載）で申請を行う。
- 2 管理チーム薬剤師の認定申請は、所定の期間に受け付ける。
 - 3 管理チーム薬剤師の審査料（受験料）は、10,000円とし、申請時に納付する。納入期日迄に振込みが確認されなかった場合、申請を無効とする。

(審査)

- 第7条 管理チーム薬剤師の認定審査は、2016年度周術期管理チーム薬剤師認定申請要綱に従って、この法人の認定審査委員会が実施する。ただし、認定審査委員会が必要と認めるときは、周術期管理チーム委員会が検討し、審査方法の変更・審査の追加が必要と認められた場合にはこの法人の理事会に答申し、この法人の理事会が決定する。
- 2 審査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず、特別の理由もなく所定の期日を経過した場合、審査を行わない場合がある。
 - 3 既納の審査料（受験料）は、いかなる理由であっても返還はしない。

－2017年度－

(申請資格)

- 第5条 管理チーム薬剤師の認定を受けようとする者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。
- (1) 日本国の薬剤師免許を有すること
 - (2) 薬剤師免許を取得後、薬剤師としての病院・診療所勤務歴を5年以上有し、そのうち2年以上の周術期関連の実務経験があること
 - (3) 医療機関において、自ら参加した周術期管理の体制、業務内容について所定の管理チーム薬剤師申請書に記載すること。
 - (4) 申請する年の3年前の4月1日から申請する年の3月31日までに、この法人が主催、または共催する周術期管理チームセミナーに1回以上の参加実績があること

(申請)

- 第6条 管理チーム薬剤師の認定審査を希望する者は、認定審査委員会の指定する方法で申請

を行い、以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出しなければならない。

- | | |
|-------------------------------|----|
| (1) 受験申請書 | 1部 |
| (2) 薬剤師免許証の写し | 1部 |
| (3) 職務経歴書 | 1部 |
| (4) 管理チーム薬剤師申請書 | 1部 |
| (5) 周術期管理チームセミナー受講証明書の写し | 1部 |
| (6) その他、申請受付後に審査会が追加提出を要求した書類 | 1部 |
- 2 前項第3号に掲げる証明は、施設長が発行する職務経歴書とする。
- 3 管理チーム薬剤師の認定申請は、所定の期間に受け付ける。
- 4 管理チーム薬剤師の審査料（受験料）は、10,000円とし、申請時に納付する。納入期日迄に振込みが確認されなかった場合、申請を無効とする。